

品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業実施要綱

制定 令和7年6月27日 区長決定 要綱第164号

(目的)

第1条 この補助事業（以下「事業」という。）は、区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービスを提供する事業所を運営する事業者および品川介護福祉専門学校を運営する社会福祉法人品川区社会福祉協議会に対し、その雇用する介護職員等または品川介護福祉専門学校に在学する者のための宿舍の借り上げに要する経費の一部について、「品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金」（以下「補助金」という。）を交付することで、良好な就労・就学環境を整備し、介護人材の確保・定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業所)

第3条 この事業の対象事業所は、区内に所在する別表1に定める介護保険法に基づく事業種別のうち、品川区立の施設であって、指定管理者が管理する施設において事業を実施する事業所および地域密着型サービス事業所で、次のいずれかに該当する事業所または介護福祉士養成施設である専修学校（以下「事業所等」という。）とする。ただし、介護保険法第72条の2の規定による共生型サービス事業所は除く。

- (1) 品川区による福祉避難所の指定を受けた事業所または品川区と福祉避難所として協定を締結している事業所
- (2) 前号の事業所以外の事業所で、品川区と災害時協定を締結し、災害時に利用者の安否確認および避難所等での介護サービスの提供等を行う、または当該サービス利用者の安否確認および避難所等への誘導を行う事業所
- (3) 前2号の事業所以外の事業所であって、区長が前2号に掲げる事業所に準じると認めるもの
- (4) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会が運営する品川介護福祉専門学校

(補助対象事業者)

第4条 この事業の対象事業者は、前条に規定する事業所等を運営する法人（以下「事業者」という。）とする。ただし、次に掲げる者が運営する事業者の事業所は、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実があるもの

(補助対象宿舎)

第5条 この事業の対象宿舎は、前条に規定する事業者が借り上げた民間宿舎とする。ただし、第3条第1号および第2号に規定する事業所に勤務する介護職員等のために借り上げる宿舎は、当該事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）とする。

(補助対象入居者)

第6条 この事業の対象となる入居者（以下「補助対象入居者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、当該事業所等の役員を除く。

- (1) 第3条第1号から第3号までに規定する事業所に勤務する介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員および計画作成担当者（非常勤職員である場合は、週20時間以上勤務している者）で、前条に定める宿舎に入居している者
 - (2) 品川介護福祉専門学校に在学する者（以下「学生」という。）で、前条に定める宿舎に入居している者
- 2 第3条第1号または第2号に定める事業所に勤務する補助対象入居者は、災害対策上の業務に従事する職員とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助対象入居者は、事業者から住居手当等を支給されていない者または住居手当等を支給されている同居者がいない者とする。

(補助対象経費)

- 第7条 この事業の対象経費は、別表2の第2欄に掲げる経費（第22条第1項各号の補助金等と重複する経費は除く。）とする。この場合において、交付決定日が属する会計年度の初日（4月1日）から当該年度の末日（翌年3月31日）までの期間に係るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前年度に支出された経費であっても、区長が特に必要と認めた場合は、当該年度の補助対象経費として取り扱うことができる。

(補助金額)

第8条 この事業の補助金は、別表2の第1欄の区分に応じて、第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額から当該経費のための寄附金その他収入額を控除した額と、第3欄に掲げる補助基準額とを比較して、少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とする。

(補助対象戸数)

第9条 この事業の補助対象事業所のうち1事業所当たりの補助対象戸数は4戸を上限とする。ただし、次に掲げる外国人介護職員に係る戸数については、この限りでない。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表に定める在留資格「介護」を有する者（以下「在留資格介護」という。）
- (2) 入管法別表第一の二の表に定める在留資格「特定技能」を有する者（特定産業分野「介護」に限る。以下「特定技能（介護）」という。）
- (3) 入管法別表第一の二の表に定める在留資格「技能実習」を有する者（職種名「介護」に限る。以下「技能実習生（介護）」という。）
- (4) 入管法別表第一の四の表に定める在留資格「留学」を有する者（資格外活動許可を取得している者に限る。以下「留学生」という。）

- (5) 入管法別表第一の五の表に定める在留資格「特定活動」を有する者（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者および外国人介護福祉士に限る。以下「E P A介護福祉士候補者等」という。）

（補助対象期間）

第10条 この事業の1戸当たりの補助対象期間は、定めのないものとする。ただし、同一の入居者については、介護職員等の場合には補助を開始してから10年を、学生の場合には2年を補助対象利用の限度とする。この場合において、入居者が学生であるときは、区長が特に必要と認めたときに限り当該期間を延長することができる。

（補助金の協議）

第11条 補助を受けようとする事業者は、区長が定める期間内に、事業計画書（第1号様式）とともに関係資料を添えて、職員の宿舍の借上げの計画について区長と協議しなければならない。

（協議結果の通知）

第12条 区長は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、その結果を品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助金内示額通知書（第2号様式）により、対象法人に通知する。

（補助金の交付申請等）

第13条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助金交付申請書（第3号様式）とともに関係資料を添えて区長に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により交付申請を行った後から次条の規定による交付決定を受けるまでの間に、補助金交付申請書等の内容に変更が生じた場合には、品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助事業交付申請変更・廃止届出書（第4号様式）をもって区長が別に定める日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第14条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、交付の可否を審査し、品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（取消事由）

第15条 区長は、品川区補助金等交付規則第15条に規定する場合のほか、前条の規定による補助金の交付決定があった後、補助対象事業者より補助要件を満たすことが困難となり、事業に係る借上げ開始する前に廃止する旨の申出があった場合には、品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知し当該交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第16条 補助対象事業者は、当該補助事業に係る会計年度における補助対象経費の支払いが完了したときおよび完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する見込みであることが明らかになったときまたは年度の途中で補助事業に係る借上げを廃止したときは、品川区介護職員等宿舍借上げ経費補助金実績報告書（第7号様式）とともに関係資料を添えて、区長が定める期間内に区長に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第17条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金額の確定を受けたときは、請求書兼口座振替依頼書（第9号様式）を区長が別に定める日までに区長に提出し、当該補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の交付)

第19条 区長は、補助対象事業者から前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を補助対象事業者に対し速やかに支払うものとする。

(補助金の返還)

第20条 区長は、第15条または補助金等交付規則第15条の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき期限を定めて返還を命じるものとする。

(関係書類および帳簿の整理保管)

第21条 補助申請事業者は、事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第22条 補助対象事業者は、品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金の交付を受け、この補助金の交付対象となる職員と対象を重複して、次に掲げる補助金の交付等を受けてはならない。

- (1) 東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1666号）に基づく助成金
 - (2) 品川区介護職員・介護支援専門員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱（令和6年8月29日 区長決定 要綱第290号）に基づく補助金
 - (3) 品川区障害福祉サービス等職員居住支援手当の支給に係る補助事業実施要綱（令和6年品川区要綱第291号）に基づく補助金
 - (4) 品川区外国人介護職員向け宿舍家賃等補助金交付要綱（令和4年品川区要綱第189号）に基づく補助金
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者が雇用する職員を対象とした区が実施する居住支援のうち、実施目的が第1条に規定する事業の実施目的と類似すると区長が認めるもの
- 2 補助対象事業者が、前項の規定に違反してこの補助金の交付を受けた場合、品川区補助金等交付規則第15条の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

1	介護老人福祉施設
2	通所介護
3	（介護予防）短期入所生活介護
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
5	夜間対応型訪問介護
6	（介護予防）認知症対応型通所介護
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するサービスをいう。）
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	地域密着型通所介護

別表 2（第 3 条から第 9 条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助基準額	4 補助率	5 補助金の額の算定方法
第 3 条 (1) の 事業所	補助対象事業者が借り上げた宿舎において、当該事業者が支出した、補助金交付申請年度における介護職員等および学生の宿舎借りに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等）。 ただし、入居者から宿舎使用料を徴収する場合は、当該金額を差し引く。 なお、第 3 条（4）の事業所については、借り上げた宿舎の 1 カ月当たりの賃料（共益費を含む）の 4 分の 1 以上の額を入居者から徴収しなければならない。	宿舎 1 戸当たり 月 82,000 円	7 / 8	第 2 欄に定める補助対象経費と第 3 欄に定める補助基準額を比較して少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
第 3 条 (2) の 事業所				
第 3 条 (3) の 事業所			1 / 2	
第 3 条 (4) の 事業所			10 / 10	

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職・氏名 _____

年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金
事業計画書

品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業実施要綱第 11 条に基づき、下記のとおり
提出いたします。

記

- 1 補助対象額 円
- 2 内訳

	事業所名	事業所種別	申請区分	補助対象額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
合 計				円

- 3 事業計画書（事業所別）〔別紙 1（第 1 号様式）〕
- 4 事業計画書（宿舍別）〔別紙 2（第 2 号様式）〕
- 5 添付書類（提出書類一覧にある必要書類）

〔事務取扱者〕

所属	
氏名	
連絡先(TEL)	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名 _____

令和7年度 品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業 事業計画書（事業所別）

1 補助対象額 _____ 円

2 内訳
・事業所名 _____
・所在地 _____

宿舎番号	宿舎住所 （建物名・部屋番号まで記載すること）	入居者氏名	補助対象額 （注1）	外国人介護職員 （注2）	備考
1			円		
2			円		
3			円		
4			円		
5			円		
6			円		
合 計			円		

（注1） 別紙2（第1号様式）の「1 補助対象額」を、対応する宿舎番号の欄に記入してください。なお、宿舎・入居者の変更により同一宿舎番号の宿舎別申請書が複数ある場合は、その合計額を記入してください。

（注2） 次の要件を満たす外国人介護職員について、記入してください。（在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、留学生、EPA介護福祉士候補者等）

※事業所が複数ある場合は、事業所毎にこの事業計画書を作成してください。

※上限4戸を超えて申請する場合は、必要に応じて行を増やしてください。

（提出先）品川区長 あて

令和7年度 品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業 事業計画書（宿舎別）

宿舎番号

法 人 名

事業所名	
サービス種別	
区分	

宿舎住所 (建物名・部屋番号も記載)			
		※事業所からの距離	同一宿舎に複数の補助対象者が居住している場合は、下欄または備考欄に氏名および補助対象期間をご記入ください。
入居者氏名			
補助期間	開始日	【氏名】 【補助対象期間】	
	終了日		

1 補助対象額 金 _____ 円

2 内訳

種別	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計（円）
賃借料													
共益費（管理費）													
礼金および更新料等													
支払年月日													
支 払 額													
割 月 数													
合計 [a]													
入居者負担額 [b]													
法人負担額 [c] (a-b)													
遡定額 [d] (cと基準額とを比較して少ない額【注】)													
補助対象額 (1,000円未満切捨)													
備考													

【注】 基準額 1月あたり82,000円
※ この申請書は、宿舎一戸につき一枚作成してください。なお、宿舎・入居者に変更があった場合には、別葉（別紙2（第1号様式））を作成してください。

文書番号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金
内示額通知書

年 月 日付で申請のありました 年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金について、下記のとおり内示いたします。

記

1 内示額

円

2 その他

不正等の手段により補助金の交付を受けた場合は、この限りではありません。

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職・氏名 _____

年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金
交付申請書

品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業実施要綱第 13 条第 1 項に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 内訳

	事業所名	事業所 種別	申請 区分	補助対象額	内示額	補助金交付申請額
1				円		
2				円		
3				円		
4				円		
5				円		
合 計				円		

- 3 補助金交付申請書（事業所別） [別紙 1（第 3 号様式）]
- 4 補助金交付申請書（宿舍別） [別紙 2（第 3 号様式）]
- 5 添付書類（提出書類一覧にある必要書類）

[事務取扱者]

所属	
氏名	
連絡先(TEL)	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名

令和7年度 品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業
補助金交付申請書（事業所別）

1 補助金交付申請額 円

2 内訳
・事業所名
・所在地

宿舎番号	宿舎住所 （建物名・部屋番号まで記載すること）	入居者氏名	補助対象額 （注1）	外国人介護職員 （注2）	備考
1			円		
2			円		
3			円		
4			円		
5			円		
6			円		
合 計			円		

（注1） 別紙2の「1 補助対象額」を、対応する宿舎番号の欄に記入してください。なお、宿舎・入居者の変更により同一宿舎番号の宿舎別申請書が複数ある場合は、その合計額を記入してください。

（注2） 次の要件を満たす外国人介護職員について、記入してください。（在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、留学生、EPA介護福祉士候補者等）

※事業所が複数ある場合は、事業所毎にこの事業計画書を作成してください。
※上限4戸を超えて申請する場合は、必要に応じて行を増やしてください。

（提出先）品川区長 あて

令和7年度 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業
補助金交付申請書（宿舍別）

宿舍番号

法人名

事業所名	
サービス種別	
区分	

宿舍住所 （建物名・部屋番号も記載）		※事業所からの距離	同一宿舍に複数の補助対象者が居住している場合は、下欄または備考欄に氏名および補助対象期間をご記入ください。
入居者氏名			
補助期間	開始日	【氏名】	
	終了日		【補助対象期間】

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 内訳

種別	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計（円）
賃借料													
共益費（管理費）													
礼金および更新料等													
支払年月日													
支払額													
割月数													
合計【a】													
入居者負担額【b】													
法人負担額【c】 （a-b）													
選定額【d】 （cと基準額とを比較して少ない額【注】）													
補助対象額 （1,000円未満切捨）													
備考													

【注】 基準額 1月あたり82,000円

※ この申請書は、宿舍一戸につき一枚作成してください。なお、宿舍・入居者に変更があった場合には、別葉（別紙2）を作成してください。

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職・氏名 _____

年度品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業
交付申請変更・廃止届出書

年 月 日付で申請を行った品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業に係る申請内容について、品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業実施要綱第 13 条第 2 項に基づき、下記の事由により届け出ます。

記

1 内容および事由

2 変更後補助金交付申請額 円

〔事務担当者〕

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名 _____

令和7年度 品川区介護職員宿舎借り上げ経費補助事業
交付申請変更申請書（宿舎別）

1 補助対象額 _____ 円

2 内訳
・事業所名 _____
・所在地 _____

宿舎番号	宿舎住所 （建物名・部屋番号まで記載すること）	入居者氏名	補助対象額 （注1）	外国人介護職員 （注2）	備考
1			円		
2			円		
3			円		
4			円		
5			円		
6			円		
合 計			円		

（注1） 別紙2の「1 補助対象額」を、対応する宿舎番号の欄に記入してください。なお、宿舎・入居者の変更により同一宿舎番号の宿舎別申請書が複数ある場合は、その合計額を記入してください。

（注2） 次の要件を満たす外国人介護職員について、記入してください。（在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、留学生、EPA介護福祉士候補者等）

※事業所が複数ある場合は、事業所毎にこの事業計画書を作成してください。

※上限4戸を超えて申請する場合は、必要に応じて行を増やしてください。

（提出先）品川区長

令和7年度 品川区介護職員宿舎借り上げ経費補助事業
交付申請変更届出書（宿舎別）

宿舎番号

法 人 名

事業所名	
サービス種別	
区分	

宿舎住所 (建物名・部屋番号も記載)		※事業所からの距離	同一宿舎に複数の補助対象者が居住している場合は、下欄または備考欄に氏名および補助対象期間をご記入ください。
入居者氏名			
補助期間	開始日	【氏名】	
	終了日	【補助対象期間】	

1 補助対象額 金 _____ 円

2 内訳

種別	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計 (円)
賃借料													
共益費（管理費）													
礼金および更新料等													
支払年月日													
支払額													
割月数													
合計 [a]													
入居者負担額 [b]													
法人負担額 [c] (a-b)													
選定額 [d] (cと基準額とを比較して少ない額【注】)													
補助対象額 (1,000円未満切捨)													
備考													

【注】 基準額 1月あたり82,000円
※ この申請書は、宿舎一戸につき一枚作成してください。なお、宿舎・入居者に変更があった場合には、別葉（別紙2）を作成してください。

文書番号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | その他 | 不正等の手段により補助金の交付を受けた場合は、この限りではありません。 |

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職・氏名 _____

年度品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業に係る申請について、品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業実施要綱第 15 条に基づき、下記の事由により交付決定を取り消します。

記

取消事由

〔事務担当者〕

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____
法人所在地 _____
代表者職・氏名 _____

年度品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助金
実績報告書

品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業実施要綱第 16 条に基づき、下記のとおり
提出いたします。

記

- 1 補助金所要額 円
- 2 内訳

	事業所名	事業所 種別	申請 区分	補助対象額	交付決定額	補助金所要額
1				円		
2				円		
3				円		
4				円		
5				円		
合 計				円	円	円

- 3 補助金実績報告書（事業所別） [別紙 1（第 6 号様式）]
- 4 補助金実績報告書（宿舎別） [別紙 2（第 6 号様式）]
- 5 添付書類（提出書類一覧にある必要書類）

[事務取扱者]

所属	
氏名	
連絡先(TEL)	- -
e-mail	

（提出先）品川区長 あて

法人名

令和7年度 品川区介護職員等宿舎借り上げ経費補助事業
補助金交付実績報告書（事業所別）

1 補助金所要額 円

2 内訳
・事業所名
・所在地

宿舎番号	宿舎住所 （建物名・部屋番号まで記載すること）	入居者氏名	補助対象額 （注1）	外国人介護職員 （注2）	備考
1			円		
2			円		
3			円		
4			円		
5			円		
6			円		
合 計			円		

（注1） 別紙2の「1 補助対象額」を、対応する宿舎番号の欄に記入してください。なお、宿舎・入居者の変更により同一宿舎番号の宿舎別申請書が複数ある場合は、その合計額を記入してください。

（注2） 次の要件を満たす外国人介護職員について、記入してください。（在留資格介護、特定技能（介護）、技能実習生（介護）、留学生、EPA介護福祉士候補者等）

※事業所が複数ある場合は、事業所毎にこの事業計画書を作成してください。
※上限4戸を超えて申請する場合は、必要に応じて行を増やしてください。

（提出先）品川区長 あて

令和7年度 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業
補助金交付実績報告書（宿舍別）

法人名

宿舍番号

事業所名	
サービス種別	
区分	

宿舎住所 (建物名・部屋番号も記載)			
		※事業所からの距離	同一宿舎に複数の補助対象者が居住している場合は、下欄または備考欄に氏名および補助対象期間をご記入ください。
入居者氏名			
補助期間	開始日		【氏名】
	終了日		【補助対象期間】

1 補助金所要額 金 _____ 円

2 内訳

種別	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計（円）
賃借料													
共益費（管理費）													
礼金および更新料等													
支払年月日													
支払額													
割月数													
合計【a】													
入居者負担額【b】													
法人負担額【c】 （a-b）													
選定額【d】 （cと基準額とを比較して少ない額【注】）													
補助対象額 （1,000円未満切捨）													
備考													

【注】 基準額 1月あたり82,000円

※ この申請書は、宿舍一戸につき一枚作成してください。なお、宿舍・入居者に変更があった場合には、別葉（別紙2）を作成してください。

文書番号
年 月 日

様

品川区長

年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金
交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった 年度品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助金実績報告について、その内容を審査した結果、補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められ、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

品川区長 あて

法人名称 _____

法人所在地 _____

代表者職・氏名 _____

請求書 兼 口座振替依頼書

請求額 _____ 円

年 月 日付文書番号で決定のあった _____ 年度品川区介護職員等宿
舎借り上げ経費補助金について、上記の金額を請求します。
支払金額については下記口座へ振り込み願います。

振込先

振込先 金融機関名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

〔事務担当者〕

部署名	
担当者	
TEL	- -
e-mail	